

公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、特攻隊戦没者の慰霊顕彰を行うとともに、特攻隊の史実等を広く国民に伝える事業を通して、国の恒久平和と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特攻隊戦没者の慰霊祭実施及び他慰霊関連団体の慰霊祭等への参列、協力
- (2) 広報誌・会報「特攻」の発行による特攻隊戦没者の伝承等及び事業活動の普及、広報
- (3) 特攻隊、特攻隊戦没者等に関する資料の収集及び調査並びに関連出版物の発行
- (4) 特攻勇士の像及び特攻隊戦没者に関する慰霊碑等の建立、奉納
- (5) その他前項の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 財産と会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で決議したものとする。

3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 基本財産に関する資産は、金融機関に預け入れるか又は信託会社に信託するか、若しくは国

債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(財産の管理、運用)

第6条 前条の基本財産を含むこの法人の財産は、この法人の目的を達成するため、善良な管理者の注意をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）

第91条第1項第1号に定める代表理事（以下「理事長」という。）が維持・管理・運用するものとし、その細部は、別途理事会の決議により定める財産管理運用規程による。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 この法人は、第1項の事業計画書等の書類を、毎事業年度開始日の前日までに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第22条で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、定款は常時、それぞれ主たる事務所

に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は、第1項の書類を認定法第22条で定めるところにより、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の定時評議員会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員及び評議員会議長)

第11条 この法人は、12名以上18名以内の評議員を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

3 評議員は、理事長又は法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事に対して、定款、会計帳簿、計算書類等及び議事録の閲覧等を請求することができる。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員は除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第12項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 役員の報酬及び費用の額の決定
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算計画の承認
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分及び除外の承認
- (9) その他評議員会で決議すべきものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第17条 評議員会は、定時評議員会を毎年3月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が評議員に対して書面又は電磁的方法をもって会議の日時及び場所並びに目的である事項を通知して招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。この場合には、理事長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

(評議員会議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会においてその都度選定するものとする。

2 評議員会議長は、評議員会の議長として会議の秩序を維持し、議事を整理する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 役員 の 損害賠償責任の一部免除

(6) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第16条第1項に定められた評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項が評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録については、評議員会議長及び出席した理事並びにその評議員会において選出された評議員2名の議事録署名人が記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、4名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選定等)

第24条 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 2 理事会の決議によって、業務執行理事の中から専務理事を1名選定することができる。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者として政令で定める者(第12条第2項第1号の評議員を理事と読み替える。)である理事の合計数が、理事の総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 4 この法人においては、他の同一の団体(公益法人又はこれに順ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者(第12条第2項第2号の評議員を理事と読み替えるものとする。)である理事の合計数が、理事の総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに事務局の職員が含まれてはならず、また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人においては、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員又はこれらの者の親族等(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等)に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

7 評議員会は、第23条第1項で定める理事の定数を欠くこととなる時に備えて、理事の補欠を選任することができる。

8 前項の場合に、評議員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が理事の補欠である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の理事の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名

(3) 同一の理事(2名以上の理事の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の理事)につき2名以上の理事の補欠を選任するときは、当該理事の補欠相互間の優先順位

9 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表してその業務を執行する。

3 専務理事及びその他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長の代表権に係る職務権限を除き、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及びその他の業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行並びに毎事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告及びこれらの附属明細書を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、理事及び事務局の職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会

の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

6 監事は、理事が評議員に提出しようとする議案、書類（書面又は電磁的記録）その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に回復できない損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。

3 第24条8項に定める理事の補欠の選任に係る決議は、当該決議後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事長が事故等により欠けた場合には、直ちに理事会を開催し新たな理事長を選定する。また、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

（役員解任）

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除き評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員に対する報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、第25条第3項に規定する業務執行理事及び監事については報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の免除)

第30条 この法人は、役員が法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人は、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

4 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成及び権限)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第33条 理事会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 基本財産及び公益目的事業実施のための特定資産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 事務局長の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第26条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集するものとする。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定に該当する場合には、その請求があった日から2週間以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が事故等により理事会に出席できない場合には、出席理事により互選するものとする。

2 理事会議長は、理事会の議長として会議の秩序を維持し、議事を掌理する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

3 この法人が保有する株式（出資）について、その株式(出資)の発行会社に対して株主などとして権利を行使する場合には、次の事項を除き、予め理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項に関して理事会を開催し報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に議事録署名人として記名押印する。
- 3 理事長が事故等により理事会に出席できなかった場合には、理事会に出席した理事及び監事が議事録に記名押印する。

第 8 章 定款変更、合併及び解散

(定款の変更)

第40条 この法人の定款の変更に関する評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。ただし、第43条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については、変更することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この定款の第3条、第4条及び第12条の変更に関する評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(合併等)

第41条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって決議することにより、他の法人法に規定された法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡、並びに公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法人法第202条（ただし、第1項第2号を除く。）で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その法人の権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、評議員会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 前項の事務局長及び職員は、理事長が理事会の決議を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局管理規則による。

(備付書類及び帳簿)

第46条 事務局には、その事業活動内容、運営に関する規定及び財務資料等に関する資料は常に備えておかなければならない。

第 10 章 会 員

(会員の種類)

第47条 この法人の会員として、一般会員と賛助会員を置く。

2 一般会員は、特攻隊関係者、特攻隊戦没者の遺族又はこの法人の目的に賛同する者であつて、理事会が別に定める施行規程により入会した者とする。

3 賛助会員は、本財団の目的に賛同し、かつ、この法人の事業に賛助する法人又は団体であつて、理事会が別に定める施行規程により入会した者とする。

(名誉会員)

第48条 この法人に対して特に功勞のあつた者及びこの法人の事業に関する学識経験者のうちから、理事会の決議を経て、理事長が名誉会員とすることができる。

第 11 章 公告及び情報公開等

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行ふ。

2 事故その他やむを得ない事由によつて前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載するものとする。

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動内容、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 12 章 補 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げるものとする。

理事	山本卓眞	菅原道熙	杉山 蕃	深山明敏	大久保 隆
	藤田幸生	栗原 宏	廣嶋文武	臼田智子	笹 幸恵
監事	伊集院雅英	志賀昭夫			
- 4 この法人の最初の代表理事は山本卓眞、業務執行理事は藤田幸生及び栗原 宏とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

秋山政隆	穴山正司	飯田正能	五十嵐啓二	石井光政	石井千春
及川昌彦	大穂孝子	小倉利之	衣笠陽雄	倉形桃代	田村 力
中江 仁	中村家久	新垣敬輝	根木東洋	水町博勝	
- 6 この定款第2条は、平成24年4月1日の事務所移転時から施行する。